後見人・保佐人・補助人・未成年後見人のみなさまへ　重要なお知らせです

**１年に１回，自主的に後見事務等報告書を提出していただく方式に変わりました**

**１　提出時期**

成年被後見人，被保佐人，被補助人，未成年者の皆様の**誕生日の属する月**に毎年提出してください。

**２　提出方法**

提出時期になれば**自主的に**裁判所へ提出してください。

※　当裁判所から照会書を発送することはありません。上記期限内に提出がない場合は，調査人を付して，後見等事務状況を調査することがあります（調査人に対しては，被後見人等の財産の中から調査の期間や内容に応じた報酬を付与することになります）。また，後見等事務に問題があるものとみなされ，後見人等を解任され，第三者専門職後見人等と交代していただくことがあります。

**３　提出書類**

1. 後見等事務報告書
2. 財産目録（未分割の相続財産がある場合は，相続財産目録を含みます。）
3. 普通預金，郵便貯金の通帳の写し（最新記帳のうえア，イの部分をコピーしてください）

　ア　表紙と見開きページ（支店や口座番号が載っている部分）

イ　前回報告時以降，直近までの記帳部分全て

1. 定期預金については，通帳または証書を金融機関で記帳のうえ，記帳部分を含む全体のコピーを提出してください。証書型の定額貯金については，証書のコピーのほか残高証明書も必要です。ただし，現在残高がわかれば，金融機関から内訳明細等を入手して提出することでも結構です。
2. 有価証券がある場合は，証券会社発行の運用実績報告書等（直近の保有証券口数等がわかるもの）の写し
3. 前回報告後に財産状況及び生活状況が変化した場合には，それを証する資料を提出してください。

ア　財産目録に変動がある場合

　　　　　不動産全部事項証明書（原本），保険証書の写し，負債の償還表の写しなど

　　　イ　臨時収入として，1件10万円以上の収入があった場合

　　　　　臨時収入が確認できる資料（保険金支払通知書等）の写し

　　　ウ　臨時支出として，1件10万円以上の支出があった場合

　　　　　購入した商品やサービスの領収書の写し

　　　エ　施設や病院への入所，保険金の受領，遺産分割，財産の処分，債務の返済，訴訟の提起など連絡票を使用するべき事柄があった場合

　　　　(ｱ)　住民票（原本），施設入所契約書の写し，介護保険証の写しなど

　　　　(ｲ)　保険金支払通知書の写し，保険金が入金されたことがわかる預貯金通帳の写しなど

　　　　(ｳ)　遺産分割協議書（案），遺産目録とそれを証する資料など

　　　　(ｴ)　不動産の売買見積書の写し，高額商品のパンフレットの写しなど

　　　　(ｵ)　借用書の写しなど

**※報告内容について当裁判所から説明を求められることがあります。当裁判所に提出した書類は必ずコピーした上，資料の原本とともに保管しておいてください。**

**４　報告書の書式**

後見等事務報告書の書式は，裁判所ホームページからダウンロードできます。トップ画面より「各地の裁判所」→「裁判所一覧はこちらから」→「大阪地方裁判所/大阪家庭裁判所/大阪府内の簡易裁判所」→右下の「成年後見・未成年後見」のバナーを選択してください。また，**前回と変更がない限り収支予定表の提出は不要です。**

**５ その他**

成年後見，保佐，補助で，御本人がすでにお亡くなりになっている場合，法務局への届け出とは別に，裁判所にも届け出る必要があります。お忘れの方はすぐに裁判所に連絡してください。

**お問合せ先**

**大阪家庭裁判所後見センター**

**ＴＥＬ０６－６９４３－５８７２**